

# 交通死亡事故多発警報発令要綱

## 1 目的

この要綱は、交通死亡事故が一定期間集中的に多発し、県民の日常生活に著しく不安を生じさせるおそれがある場合において、全県又は地区を指定して交通死亡事故多発警報を発令し、県民の交通安全意識を喚起するとともに、県、警察、市町及び関係機関・団体が協力して総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故の発生を抑制することを目的とする。

## 2 名称

警報の名称は、「交通死亡事故多発警報」とする。

## 3 発令者

警報は、栃木県交通安全対策協議会長（以下「会長」という。）が発令する。

## 4 警報の種別

警報の種別は、次のとおりとする。

- (1) 全県警報  
県下全域を対象として発令する警報をいう。
- (2) 地区警報  
県内の特定の地区を対象として発令する警報をいう。

## 5 地区の名称並びに関係する市町及び警察署

地区の名称並びに関係する市町及び警察署は、別表1のとおりとする。

## 6 警報の発令

- (1) 警報の発令  
会長は、警報を発令する場合には、警報の発令基準に定めるところによるほか、交通事故死者数、交通事故形態、その他諸般の状況を考慮するとともに、警察本部長の意見を聞いて決定するものとする。
- (2) 警報の発令基準
  - ア 全県警報  
全県警報の発令基準は、別表2の1のとおりとする。
  - イ 地区警報  
地区警報の発令基準は、別表2の2のとおりとする。
- (3) 発令の方法  
警報の発令は、市町長及び関係機関・団体に口頭で行うとともに、文書で通知する。

## 7 発令の期間

警報の発令期間は、発令の日から10日間とする。  
ただし、多発傾向が継続している場合には、更に期間を延長することができる。

## 8 警報の発令予告

- (1) 会長は、警報を発令すべき事態が予測される場合には、市町長及び関係機関・団体に対し、予告通知をすることができる。
- (2) 予告通知を受けた市町長及び関係機関・団体では、警報発令に備えて速やかに事故防止対策の準備を行うものとする。また、市町長は、事故防止対策を効果的に推進するため、交通死亡事故の発生状況を勘案して警察署長と協議するものとする。

## 9 警報発令に伴う推進事項

警報が発令されたときは、県、警察、市町及び関係機関・団体は別表3の推進事項の積極的推進に努めるものとする。

## 10 その他

発令基準を満たした場合でも、特別の事情があるときには、警察本部長と協議して、発令期間の短縮又は警報を発令しないことができる。

## 附 則

この要綱は、昭和59年	4月	1日から実施する。
この要綱は、平成4年	4月	1日から実施する。
この要綱は、平成10年	4月	1日から実施する。
この要綱は、平成14年	4月	1日から実施する。
この要綱は、平成17年	4月	1日から実施する。
この要綱は、平成17年	10月	1日から実施する。
この要綱は、平成18年	4月	1日から実施する。
この要綱は、平成19年	4月	1日から実施する。
この要綱は、平成21年	4月	1日から実施する。
この要綱は、平成22年	3月	29日から実施する。
この要綱は、平成24年	4月	1日から実施する。
この要綱は、平成26年	4月	5日から実施する。
この要綱は、平成31年	4月	1日から実施する。

別表 1

## 地区の名称並びに関係する市町及び警察署

地区名	市 町	警 察 署
宇都宮中央地区	宇都宮市	宇都宮中央署
宇都宮東部地区	宇都宮市	宇都宮東署
宇都宮南部地区	宇都宮市	宇都宮南署
鹿 沼 地 区	鹿沼市	鹿沼署
今 市 地 区	日光市	今市署
日 光 地 区	日光市	日光署
真 岡 地 区	真岡市、益子町、芳賀町	真岡署
下 野 地 区	下野市、上三川町	下野署
茂 木 地 区	茂木町、市貝町	茂木署
小 山 地 区	小山市、野木町	小山署
足 利 地 区	足利市	足利署
栃 木 地 区	栃木市、壬生町	栃木署
佐 野 地 区	佐野市	佐野署
那須塩原地区	那須塩原市、那須町	那須塩原署
大 田 原 地 区	大田原市	大田原署
さくら地区	さくら市、高根沢町	さくら署
矢 板 地 区	矢板市、塩谷町	矢板署
那須烏山地区	那須烏山市	那須烏山署
那 珂 川 地 区	那珂川町	那珂川署

別表 2

## 警 報 の 発 令 基 準

- 1 全県警報  
10日間の交通死亡事故件数 8件以上
- 2 地区警報

地区名	10日間の交通死亡事故件数
宇都宮中央地区	3件以上
宇都宮東部地区	3件以上
宇都宮南部地区	3件以上
鹿 沼 地 区	3件以上
今 市 地 区	3件以上
日 光 地 区	2件以上
真 岡 地 区	3件以上
下 野 地 区	3件以上
茂 木 地 区	2件以上
小 山 地 区	3件以上
足 利 地 区	3件以上
栃 木 地 区	3件以上
佐 野 地 区	3件以上
那須塩原地区	3件以上
大 田 原 地 区	3件以上
さくら地区	3件以上
矢 板 地 区	3件以上
那須烏山地区	2件以上
那 珂 川 地 区	2件以上

別表 3

## 警報発令に伴う推進事項

推進事項	推進内容	実施機関・団体
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断幕、懸垂幕、立看板等を速やかに掲出する。</li> <li>○ 新聞、ラジオ、テレビ、緊急チラシ等を通じ警報発令の周知を図るとともに地域における交通事故防止気運を高める。</li> <li>○ 広報車、有線放送等により交通安全広報の徹底を図る。</li> <li>○ 下部組織に対する警報発令の周知とPRの促進を図る。</li> </ul>	全機関・団体
街頭活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩行者及び自転車利用者に対し、正しい歩行、反射材用品の活用、交通ルールの遵守等について街頭指導を行う。</li> <li>○ 自動車運転者・同乗者に対するシートベルト着用、二輪車運転者に対するヘルメット着用、安全運転の励行等と呼びかけるなど街頭指導を徹底する。</li> <li>○ 速度の出し過ぎ、飲酒運転の防止、交差点での安全確認等について街頭指導を徹底する。</li> </ul>	全機関・団体
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通死亡事故の発生した交差点、カーブ等の現地共同診断を行い、交通安全施設等の点検整備を実施する。</li> </ul>	道路管理者 警察 交通安全協会
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 速度の出し過ぎ、飲酒運転、信号無視・一時不停止等の交差点違反など死亡事故に直結する悪質・危険な違反及びシートベルト非着用者に対する取締りを強化する。</li> </ul>	警察
交通安全活動と自己啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 朝礼、点呼等を活用し、警報発令を周知徹底し安全運転の励行と呼びかける。</li> <li>○ シートベルト及びヘルメットの着用の徹底を図る。</li> <li>○ 各種会議、会合、講習会、Fネット等を活用し、警報発令を周知徹底し交通安全の気運を高めるとともに、意欲的な交通事故防止活動の実践を促進する。</li> </ul>	全機関・団体
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 朝礼等を活用し、警報発令の周知徹底を図るとともに、正しい歩行、自転車の安全な乗り方、二輪車の安全運転等について指導する。</li> </ul>	学校
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治会、老人クラブ等地域の関係団体に呼びかけ、交通安全思想の末端浸透を図る。</li> </ul>	市町警察
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「自分の命は自分で守る」思想の普及浸透に努めるとともに、交通ルールの遵守及び反射材用品の積極的な活用を実践するなど、地域における交通事故防止気運の醸成を図る。</li> </ul>	自治会 交通安全協会 老人クラブ 交通安全母の会